

富田林市交際費の執行及び公開に関する基準

1 目 的

市交際費の執行に関して、合理的かつ必要最小限に留めるとともに、執行状況の透明性を高めるため、執行及び公開に関して、この基準を定める。

また、市政関係者との円滑な交際を資するとともに、市民の市交際費に対する理解と信頼を深めてもらうことを目的とする。

2 執行に関する基準

(1) 支出対象

支出の対象は、市政との関係が密接な団体並びに個人で、当該者と下記の交際を行うことが市政の円滑な推進に資すると思慮される場合。

(2) 支出項目及び額

支出の対象・項目及び支出限度額（消費税を除く）は次のとおりとする。

ア 吊慰（供花・檻）	地域の慣習による
イ 見舞い（籠花等）	1万円以内
ウ 参加費	1万円以内
エ 記念品	3万円以内
オ その他 (餞別・賄・手土産等)	1万円以内

特段の必要があると認められる場合及び支出限度額を超える場合については、その都度必要性を検討のうえ決裁処理にて支出できるものとする。

※吊慰及び見舞いの対象範囲は別紙①による。

3 公開に関する規準

経費の執行状況は、原則として全ての情報を公開する。

ただし、病気見舞い等で対象者のプライバシーに特段の配慮が必要と認められる場合は、当該情報を公開しないことができる。（富田林市情報公開条例第6条に該当するものは公開しない）

附則

この基準は、平成15年9月1日から施行する。

附則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成29年11月1日から施行する。

別紙①

弔事の取り扱いについて

平成29年11月1日改定

区分	供花・壇 弔慰文(弔電)	同 居	壇・弔慰文(弔電)		弔慰文(弔電)
			別 居		
有功賞受賞者	親族は本人 生存中のみ	本人	配偶者・父母・子 配偶者の父母	父母・子	
市議会議員	現職	本人	配偶者・父母・子 配偶者の父母	父母・子	
行政委員会委員	現職	本人	配偶者・父母・子 配偶者の父母	父母・子	
各種団体の長 役員・委員	現職		本人・配偶者・父母・子 配偶者の父母	父母・子	
外郭団体職員	現職				本人
消防団員	現職	消防団長	本人・配偶者・父母・子 配偶者の父母	父母・子	
市職員(理事者)	現職				本人
市職員(教職員・嘱託、再任用を含む)	現職				本人 ※1 感謝状
その他市政に深く関わりのある方 (※2 上記区分の元職を含む。)				必要に応じて	

※1 現職市職員の死亡時に、遺族に対して必要があると認めるときは、市長名の感謝状を贈呈できるものとする。

※2 ただし、市職員(教職員・嘱託・再任用を含む)元職への対応は行わないものとする。

※ 参列については、上記の表の範囲内で通夜・告別式に参列できるものとする。ただし、市職員(理事者)の一親等以内の親族についても、参列できるものとする。

見舞いの取り扱いについて

区分		見舞い(籠花等)
有功賞受賞者	現職	本人
市議会議員	現職	本人
行政委員会委員	現職	本人
その他市政に深く関わりのある方		本人